

令和4年3月23日

**成年年齢引下げに向けた  
若年者向け消費生活相談の受付について**

消費者庁では、4月1日施行の改正民法において成年年齢が引き下げられることを踏まえ、188（いやや）を通じた積極的な消費生活相談を呼びかけるとともに、若年者の相談を集中的に受け付ける「消費者ホットライン18+（エイティーンプラス）」を開設します。4月1日（金）から3日（日）まで、下記のとおり消費者トラブルに関する相談を受け付けます。

これにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

記

●電話番号：03-6450-6631  
06-4790-8110

（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS））

※通話料有料。

※おかけ間違いにご注意ください。

- 窓口開設日時：令和4年4月1日（金）～3日（日）
- 相談受付時間：11時～18時＜土日祝日含む＞
- 対象：若年者の消費者トラブル全般
- 対象地域：全都道府県

※消費者ホットライン188では、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

○問合せ先  
消費者庁 地方協力課  
TEL：03-3507-9189 担当：阿部、馬場、曾我  
FAX：03-3507-9286